事 務 連 絡 平成27年9月14日

都道府県労働局労働基準部 労災補償課長 殿

> 厚生労働省労働基準局補償課 職業病認定対策室長補佐

石綿ばく露作業に係る労災認定者の死亡年統計に関する作業について

石綿関連疾患により死亡した労働者の死亡年の統計については、平成20年度より公表を行っていますが、本年度についても公表を行いますので、別紙の要領に基づき、所定の作業を的確に実施の上、平成27年10月7日(水)までに報告いただくようお願いします。

なお、昨年度においては、最初に療養補償給付や休業補償給付の支給決定を受け、その後亡くなって遺族補償給付の支給決定がなされている事案の入力漏れ等が多数認められたところです。本年度においては、漏れや誤りの無いよう、局管理者指導の下、組織的に確認を行い、正確な報告をお願いします。

石綿による疾病の死亡年統計データの確認・入力作業実施要領

1 作業目的

石綿関連疾患により死亡し、平成 26 年度に遺族補償給付又は特別遺族給付金の決定を 行ったすべての被災労働者について、平成 27 年 3 月末日時点における死亡年月日・疾病 名等について精査・確定すること。

なお、平成26年度末に行った「石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツール」(以下「ツール」という。)の改修により、本年度よりツールを用いて作業を行えるようになっているので、本作業実施要領と併せて「平成26年度改訂版石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツール操作手引書」(以下「操作手引書」という。)第8章「死亡年統計の作成」及び簡易マニュアル9「死亡年統計の署別データの出力と入力」を参照の上、作業を実施すること。

2 死亡年統計データの確認・入力作業について

(1) 死亡年統計データの概要

ツールの「死亡年統計」ボタンを押下すると、死亡年統計画面(以下「画面」という。)が表示される。画面には、平成25年度までに石綿関連疾患に係る労災保険給付又は特別遺族給付金の支給決定等を行った事案の「労働者姓名」、「性別」、「決定時の疾病名」、「死亡年月日」、「決定日」等、死亡年統計データ(以下「データ」という)が表示される。

(2) データの更新

画面において、「処理経過簿データで更新する」を実行し、平成 26 年度と指定すると、処理経過簿に登録されているデータのうち、最初の認定年月日が平成 26 年度内であり業務上外等が業務上となっているデータ及び平成 26 年度に療養補償給付または休業補償給付の決定を行った事案で、遺族補償給付が新たに入力された事案の「決定時の疾病名」、「死亡年月日」、「決定日」、「業務上外等」が画面に追加される。

これら画面に表示されたデータについて、追記・修正をし更新ボタンをクリックすることで、データの更新を行うことが可能である。

なお、データの更新作業については、エクセルを用いて行うことも可能である。

(3) 作業事項

平成 26 年度中に、遺族補償給付又は特別遺族給付金の支給又は不支給決定(最初の 労災請求が遺族補償給付の者のみでなく、平成 25 年度以前から療養補償、休業補償等 の給付を受けていた者が死亡し、平成 26 年度に遺族補償給付の決定を行った場合を含 む。)を行った被災労働者の死亡年月日、遺族補償給付等の決定日、決定時の疾病名等 の確認・入力を、下記(4)ないし(6)に従って行う。

特に、平成25年度以前に石綿関連疾患による療養補償給付、休業補償給付等の支給 又は不支給決定があり、平成26年度中に遺族補償給付の支給又は不支給決定を行った ものは、氏名等が平成25年度以前の画面に記載されているが、死亡年月日、決定日に ついては、今回の作業で確認・入力する必要がある点に留意すること。

また、画面上で灰色となっている行は、前年度までの作業で確認し統計に反映させたもの等であり、確認は不要である。

(4)確認・入力項目

画面に表示された内容に誤りがある場合、リストの項目が空欄の場合は、以下の点 に留意し、データの更新を行うこと。

① 性別

性別欄が空白の者については、男女の別を入力すること。

② 決定時の疾病名

- ・ 決定を行った被災労働者の死亡原因として監督署長が認定した疾病名を、肺が ん、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水又はその他対象疾病外の 中から入力すること。
- 請求時の疾病名と異なる場合がある点に留意すること。

③ 死亡年月日

- 死亡届、死亡診断書等の正確な情報に基づき、入力すること。
- ・ 遺族補償給付又は特別遺族給付金の決定を行っているものだけでなく、請求が なされているが未決定のものについても、死亡年月日を入力すること。

④ 決定日

- 遺族補償給付又は特別遺族給付金の支給又は不支給の決定日を入力すること。
- · 療養補償給付又は休業補償給付の支給又は不支給決定を受けた被災労働者について、その後、遺族補償給付の決定がなされていないか確認の上、入力すること。

- ・ 決定日が死亡年月日より前の日付になっている等の誤った日付が記入されている場合には、修正すること。
 - ・ 平成 27 年 3 月中に決定されたものについては、決定日の入力漏れに特に注意すること。

⑤ 業務上外等

- 遺族補償給付及び特別遺族給付金について決定の状況を入力すること。
- ・ 支給決定を行っている場合は「業務上」、不支給とした場合には「業務外」、請求を取り下げた場合は「取下げ」、他署へ回送された場合は「回送済み」を入力すること。
- ・ 回送の場合、回送先が同一局内にある署であるときは、当該署での決定状況が 反映されているか確認すること。

(5) 年度別死亡年別一覧による確認

上記確認作業により、データを確定させた後に、ツールより「年度別死亡年別一覧表」を出力し、データの入力漏れ等がないか確認すること。

(6) 支払いデータとの照合

リストに入力すべき情報に漏れや誤りがないかを確認するに当たっては、労働基準 行政情報システムの検索機能等を活用するとともに、別途送付する「遺族補償給付支 払いデータ」(以下「支払いデータ」という。)とも照合して、慎重に確認すること。

なお、支払いデータは、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までに初回の支払いがあった遺族補償給付のうち、傷病性質コードが「0707 石綿による肺がん」、「0708 中皮腫」、「0408 良性石綿胸水」及び「0409 びまん性胸膜肥厚」に該当するものを抽出したリストであり、石綿肺については含まれていないので留意すること。

(7) 留意事項について

- ① 各項目については、必ず調査復命書及び戸籍謄本(抄本)、死亡届等を確認の上、入力すること。入力されているデータの修正、入力漏れによる追記をした場合は、 備考欄にその旨記載すること。
- ② 画面を訂正・入力した場合は、処理経過簿の更新も同様に行うこと。

3 提出期日及び提出先

上記2の作業の実施後、データを確定させたツールを共有フォルダ(本省労働基準局 / 補償課認対室2係/死亡年統計(271007)に掲載し、掲載した旨を電子メール にて本年10月7日(水)までに連絡すること。

4 本省照会先等

(1) 本作業に係る疑義照会については、職業病認定業務第二係の担当(阿部、松浦、小林(瑞)、小林(正)) まで電話により行うこと。

電話番号:03-5253-1111(内線 5468)

直通番号:03-3502-6750

(2)本省へのリスト提出後にデータの修正、削除及び追加入力の必要が生じた場合には、 職業病認定業務第二係まで速やかに電話連絡をすること。

5 情報管理の徹底

今回、内容を精査・確認するリストについては、個人情報も含まれているところであり、作業内容をも含め局及び署における情報管理の徹底を図ること。

特に来庁者のある執務室においては、次の(1)ないし(3)に留意すること。

- (1) 離席の際に作業中のリスト等を机上に放置することなく、所定の保管場所に保管すること。
- (2) コピー機やプリンタの周辺にリスト等を放置しないこと。
- (3) パソコンによりリストの入力作業等を行う職員を特定し、電子媒体の保管場所も特定すること。